

様

年 月 日

浜松市長

印

※この部分を切り離してお持ちください。

金融機関・静岡、愛知、岐阜及び三重県のゆうちょ銀行／郵便局・コンビニエンスストア（バーコードの記載があるもの）で納付できます。

① 浜松市 納付書 兼 納入済通知書

口座番号	加入者名	
		円
		年 月 日
通知書番号		

住所等非表示納付書	領収日付印
氏名又は名称	
宛名番号	
様	
	(浜松市/CVS本部保管)

ATMでは使用できません

ゆうちょ銀行 公金取りまとめ店
〒430-8799
ゆうちょ銀行 浜松店

ATM読取不可

② 浜松市 納入書

加入者名	
口座番号	
	円
	年 月 日
通知書番号	住所等非表示納付書
氏名又は名称	
備考	領収日付印

切り取らないでお出しください。

(金融機関/CVS店舗保管)

③ 浜松市 領収証書

加入者名
口座番号
氏名又は名称
通知書番号
使用期限 年 月 日
上記の金額を領収しました。
領収日付印

切り取らないでお出しください。

収入印紙不要 (納付者保管)
金融機関・コンビニエンスストア収納用

この領収証書は大切に保管してください。
お問合せ窓口は裏面に記載しています

◎延滞金の計算

納期限の翌日から納めた日までの日数により、税額に次の区分に応じた割合を乗じて算出します。

- ①納期限の翌日から1か月間は年7.3% 各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合をいう。）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%が上限）
- ②納期限の翌日の1か月後から納めた日までの期間は年14.6% 各年の延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合

◎滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を行います。

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。